

コーポレートガバナンス

当社は基本理念に基づき、各ステークホルダーの皆さまの期待と信頼に応えるため、コーポレートガバナンスの強化を経営の最重要課題の1つと考えております。具体的には経営の透明性を確保するため、株主総会・取締役会・監査役協議会・会計監査人等の機関設置を行い、また迅速な環境変化への対応と意思決定を図るため、経営判断に基づく業務執行レベルの判断を行う執行役員会を毎週開催するなどの体制を構築しております。

取締役会

会社法で定める重要事項や経営に係わる重要事項の審議決定機関として、原則毎月1回開催しています。また、取締役の任期は、経営責任を明確にするため1年とし、非常勤取締役を1名選任しております。

監査役協議会

取締役会の監督機能をより強化するため、常勤監査役以外に2名の非常勤監査役を選任しております。

会計監査人

2020年度はPwCあらた有限責任監査法人を選任いたしました。

【コーポレートガバナンス体制図】

